

家賃の減免制度のありかたについて

1. 住宅使用料減免制度の概要

(1) 家賃算定

毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める（公営住宅法第16条第1項）とされており、収入認定額に応じて8段階の家賃（応能家賃）を設定。

【家賃の例 ※旭団地（昭和54年築3DK）令和6年度】

政令月収	家賃額	
104,000 円まで	16,800 円	※分位 1
104,001 円から 123,000 円	19,400 円	※分位 2
123,001 円から 139,000 円	22,100 円	※分位 3
139,001 円から 158,000 円	25,000 円	※分位 4
158,001 円から 186,000 円	28,600 円	※分位 5
186,001 円から 214,000 円	33,000 円	※分位 6
214,001 円から 259,000 円	38,600 円	※分位 7
259,001 円以上	43,800 円	※分位 8

(2) 家賃の減免

事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。（公営住宅法第16条第5項）

市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。（恵庭市営住宅条例第19条）

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

また、恵庭市営住宅条例施行規則第14条において、当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合に応じ、住宅使用料の2割から9割の減免を行う旨を定めている。

なお、減免の適用期間については、収入の状況に応じて3か月から1年の間で決定。

【区分（月収総額/最低基準生活費）】

当該世帯の最低基準生活費に対する割合	減免率	対象者（R6.4月）	家賃（例）
0.500 以内の場合	0.9	10	1,600 円
0.500 をこえ 1.075 以内の場合	0.8	81	3,300 円
1.075 をこえ 1.150 以内の場合	0.6	5	6,700 円
1.150 をこえ 1.225 以内の場合	0.4	2	10,000 円
1.225 をこえ 1.300 以内の場合	0.2	4	13,400 円
1.300 をこえる場合	却下	4	
要件に該当しなくなった（生活保護開始等）	取り消し	2	
		計	108

※家賃（例）は旭団地（分位 1：16,800 円）に基づき計算したもの。

（3）家賃減免に係る収入の算定について

家賃算定については所得税法第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例に準じて算出した所得金額を算定に用いる（公営住宅法施行令第 1 条の 3）こととされており、非課税所得については除外。

減免においては非課税所得も含めたすべての収入によって減免の程度を決定。収入の確認については入居者からの申請に基づき審査しているが、提出すべき書類が明確となっていなかったことから、令和 6 年 4 月 1 日付で恵庭市営住宅家賃減免に関する事務取扱要綱を改正し、同要綱へ収入を証する書類を明記し、入居者の状況に応じて提出を求め審査している。

【収入を証する書類例（恵庭市営住宅家賃減免に関する事務取扱要綱より抜粋）】

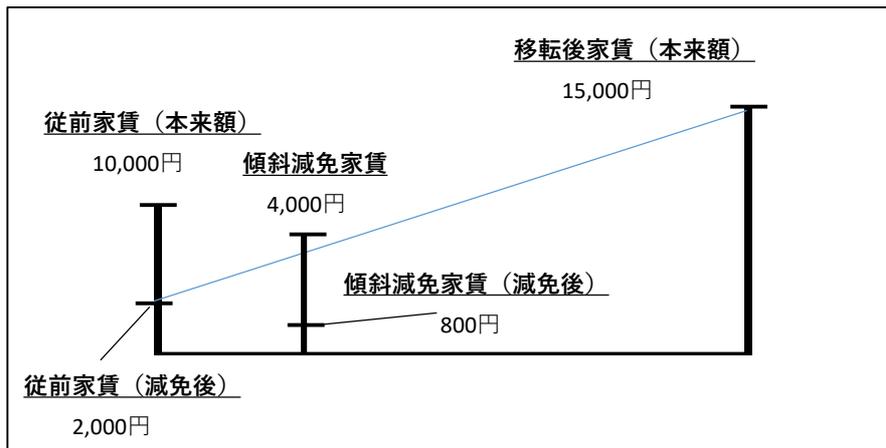
- ・各種手当を受けている場合 雇用保険法に定める基本手当及び傷病手当の受給を証する書類の写し並びに労働者災害補償保険法に定める休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付及び傷病（補償）年金の受給を証する書類の写し並びに健康保険法に定める傷病手当金等の受給を証する書類の写し
- ・給付型奨学金を受給している場合 給付型奨学金の受給を証する書類の写し
- ・仕送り、養育費その他の収入がある場合 申立書（第 5 号様式）及び収入を証する書類の写し

（4）傾斜減免について

市営住宅建替事業に伴い移転した入居者については、移転による家賃上昇の影響を緩和することを目的として、傾斜減免を適用している（移転前住宅家賃から 6 年の期間で段階的に移転後住宅の家賃へ引き上げる）。

移転前住宅にて減免制度を適用している場合、減免後の移転前家賃から移転後通常家賃へ段階的に引き上げることとなるが、現在の運用上、傾斜減免期間中に再度減免制度を適用することが可能となる。（下図参照）

【傾斜減免イメージ図】



（5）他市の状況（参考）

別添資料のとおり、対象範囲及び減免率は各市ごとに異なる。

2. 減免制度のありかたについて

上記のとおり、減免制度は特別の事情がある場合において必要があると認める者に対し家賃を減免するものであり、著しく収入が少ない者等の生活の安定に寄与している。

一方で、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、民間賃貸住宅と比べ低廉な家賃を設定している。家賃減免にあたっては、入居者間に不公平感の無いような制度とすることに留意の上、適宜見直しを図っていく必要がある。

3. 検討事項

以上を踏まえ、減免制度のありかたについて以下の4点について検討（拡大、縮小、現状通り）。

- ①減免対象範囲について
- ②減免率について
- ③減免に係る収入の算定について
- ④傾斜減免対象者に係る減免の取り扱いについて

4. 今後のスケジュール（想定）

協議の結果、減免制度について見直しを要する場合には、以下のスケジュールにて変更を実施してはどうか。

- ・令和6年12月～令和7年3月 制度設計及び規則改正に向けた情報収集
- ・令和7年度4月～7月 規則改正案作成

- ・ 令和7年7月頃 第1回運営委員会において改正案を協議
- ・ 令和7年8月～10月 規則改正（令和8年4月1日施行）
- ・ 令和7年11月頃 第2回運営委員会において規則改正に係る報告
- ・ 令和7年12月～令和8年3月 減免申請者へ周知
- ・ 令和8年4月1日 新たな減免制度にて運用開始

○他市の減免制度状況一覧

千歳市		北広島市		江別市	
収入月額/生活保護基準生活費	減免率	収入月額/生活保護基準生活費	減免率	収入月額/生活保護基準生活費	減免率
0.5未満	1-0.5未満	0.6以内	0.5	1.0以内	1.0
0.5以上1.0未満	0.5	0.6を超え0.7以内	0.4	1.0を超え1.1以内	0.5
※70歳のみ、70歳及び18歳未満の世帯は減免後の家賃に0.8を乗じる。		0.7を超え0.8以内	0.3	1.1を超え1.2以内	0.3
		0.8を超え0.9以内	0.2	1.2を超え1.3以内	0.1
		0.9を超え1.0以内	0.1		

石狩市		札幌市		北海道	
収入月額/生活保護基準生活費	減免率	世帯の収入	減免率	世帯の収入	減免額
1.0以内	1.0	28,000円以下	0.6	13,000円以下	家賃-4,800円の額
1.0を超え1.05以内	0.8	28,000円を超え43,000円以下	0.4	13,000円を超え71,000円未満	家賃- (4,800+ (家賃等-4,800) × (収入-13,000) ÷ 58,000)
1.05を超え1.10以内	0.5	43,000円を超え58,000円以下	0.2		
1.10を超え1.20以内	0.2	58,000円を超え74,000円以下	0.1		
1.20を超え1.30以内	0.1	※減免後家賃の金額は4,200円が下限			※減免後家賃の金額は4,800円が下限

恵庭市営住宅家賃減免に関する事務取扱要綱を次のとおり定める。

令和6年4月1日

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市営住宅家賃減免に関する事務取扱要綱

恵庭市営住宅使用料の減免等に関する取り扱い要綱（平成17年11月18日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市営住宅の家賃の減免について、恵庭市営住宅条例（平成9年条例第18号）及び恵庭市営住宅条例施行規則（平成9年規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（減免の審査）

第2条 規則第12条第1項に規定する市営住宅家賃減免申請書（規則第18号様式。以下「申請書」という。）の提出があったときは、次の各号に掲げる書類により審査するものとする。

(1) 入居者及び同居者の申請書提出時の収入を証する書類は次のとおりとする。

ア 給与収入がある場合 過去1年間（直近12か月分）の給与支払証明書（第1号様式）又は給与支払者が発行する証明書の写し

イ 事業収入がある場合 事業収入申告明細書（第2号様式）又は前年分の確定申告書（2月及び3月の申請に限る。）の写し

ウ 年金、恩給の収入又は雑所得がある場合 直近の年金額改定通知書の写し、振込通知書又は支払通知書の写し、源泉徴収票（1月から3月までの申請に限る。）の写し及び雑所得の金額がわかる書類の写し

- エ 失業中の場合 雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険の適用がない場合は勤務先の退職証明書の写し、職業訓練受講手当の額を証する書類の写し又は高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭等職業訓練促進給付金）の額を証する書類の写し
- オ 各種手当を受けている場合 雇用保険法に定める基本手当及び傷病手当の受給を証する書類の写し並びに労働者災害補償保険法に定める休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付及び傷病（補償）年金の受給を証する書類の写し並びに健康保険法に定める傷病手当金等の受給を証する書類の写し
- カ 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受けている場合 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書の写し
- キ 障害児福祉手当又は特別障害者手当を受けている場合 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給を証する書類の写し
- ク 無職及び無収入の場合 無職無収入申立書（第3号様式）及び生活費内訳書（第4号様式）
- ケ 高校生以上で収入の無い学生等の場合 在学証明書の写し又は学生証の写し
- コ 給付型奨学金を受給している場合 給付型奨学金の受給を証する書類の写し
- サ 仕送り、養育費その他の収入がある場合 申立書（第5号様式）及び収入を証する書類の写し
- (2) 医療費がある場合 過去1年間に支出した医療機関、保険調剤薬局等が発行する領収書等の写し、高額療養費支給決定通知書の写し、療養費支給決定通知書の写し及び保険金等の支払いを受ける場合は当該金額を証明する書類の写し
- (3) 災害による損害がある場合 災害を証明する書類（罹災証明書等）の写し、損害額を証明する書類の写し及び保険金等の支払いを受ける場合は当該金額を証明する書類の写し
- (4) 生活保護基準の障害者加算の対象となる場合 身体障害者手帳（障害等級表1級から3級まで）の写し並びに年金決定通知書及び支給額変更通知書（障害の等級1級及び2級）の写し

- (5) 生活保護基準の母子加算の対象となる場合 ひとり親家庭を証する書類（児童扶養手当証書等）の写し
 - (6) 生活保護基準の児童養育加算の対象となる場合 高校生は在学証明書若しくは学生証の写し又は高校生以外は年齢を証する書類の写し
 - (7) 生活保護を受給している場合 生活保護受給者証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 提出があった申請書又は添付書類に不備があることが判明した場合は、申請を受理しないものとする。
- 3 減免を受けようとする者の家賃及び駐車場使用料に滞納がある場合は、申請を受理しないものとする。

（減免の適用期間）

第3条 規則第12条第3項に規定する減免の期間は、申請書を受理した日の属する月から適用する。

2 減免の適用期間は、1年間を限度とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、減免の期間がその年度内にとどまらない場合は、その年度末をもって終期とする。

(1) 稼働収入の見込みがない場合は、1年間とする。

(2) 給与収入、事業収入等の継続的収入がある場合は、6か月間とする。

(3) 休職等により稼働困難である場合は、6か月間とする。ただし、療養期間が医師の診断書で明記されているときは、その期間とする。

(4) 失業中の場合は、3か月間とする。

(5) 前各号以外の場合は、3か月間とする。

3 減免を受けている者が、前項各号に掲げる適用期間を過ぎてもなお減免を受けようとする場合は、改めて申請書及び添付書類を提出しなければならない。この場合の提出時期は、当該適用期間が満了する日の30日前からとする。

（収入の認定）

第4条 申請書提出時に1年の間を超え継続的な収入がある場合は、規則第14条第1項第1号イに規定する表中の当該世帯の月収総額は、過去1年間（直近12か月分）の入

居者及び同居者の課税対象となる収入並びに次の各号に掲げる課税対象とならない収入の合計額（年収）を12で除した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、同項第2号及び第3号に規定する収入は年収とする。

- (1) 国民年金法又は厚生年金保険法による障害年金及び遺族年金
- (2) 年金生活者支援給付金
- (3) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当
- (4) 雇用保険法に定める基本手当及び傷病手当
- (5) 労働者災害補償保険法に定める休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付及び傷病（補償）年金
- (6) 健康保険法に定める傷病手当金
- (7) 仕送り、養育費及び給付型奨学金
- (8) 前各号に掲げるもののほか収入と認められるもの

2 申請書提出時に1年の間を超え継続的な収入のない場合は、次により取り扱うものとする。

- (1) 申請書提出時に1年の間を超え継続的な収入のない場合 給与所得については就職後（事業所得については事業を営んでから、利子所得及び配当所得についてはそれぞれの元本を得たときから、不動産所得については不動産の貸付その他の権利を設定したときから、一時所得及び雑所得についてはそれらの所得の生ずる理由が発生したときから等現実に継続的収入があることとなったときから）の収入（1月未満期間についての収入は切り捨てる。）を就職後の月数（1月未満は切り捨てる。）で除した額に12を乗じた額を年収とみなす。
- (2) 過去1年間に収入がないこととなった場合 退職、事業の廃止、元本の滅失等により収入がないこととなったとき以前の当該収入は除くものとする。
- (3) 過去1年間に収入の方途を異にした場合 事業所得者が給与所得者となる等の転職、給与所得者の勤務先の変更、預金を株式証券にかえる等収入の方途（以下「職業等」という。）を異にしたときは、前の職業等による収入は除き、新たな職業等に

よる収入について第1号の例により算出するものとする。

- (4) 過去1年間に収入の額が著しく変動した場合 経済事情の変動その他の事由による給与所得、事業所得等の著しい増減、災害による農林水産業等事業所得の著しい収入減、その他収入の額が著しく変動したときは、変動以前の収入は除き、変動後の収入について第1号の例により算出するものとする。
- (5) 過去1年間に収入のない期間があった場合 事業の休業、公務員の停職その他の事由による収入のない期間があったときは、収入のない月数を除いて第1号の例により算出するものとする。
- (6) 過去1年間にあった一時的な収入 退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は除くこととし、それらを運用して得ることとなる利子所得、配当所得及び不動産所得等について第1号の例により算出するものとする。

3 規則第14条第1項第2号に規定する療養に要すると認定する費用額は、医療機関及び保険調剤薬局等に対して過去1年間に支出した診療料、投薬料及びその他の処置に要する費用並びに入院に要する費用とし、領収書等で把握できるものに限る。ただし、各種医療保険制度により規定されている高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、当該限度額を限度とし、保険金及び療養費等の支払いを受ける場合は、その額を差し引くものとする。

4 規則第14条第1項第3号に規定する損害額は、災害により損害を受けた家具や家電製品等の家財の購入代金及び修理に要した費用とし、保険金等の支払いを受ける場合は、その額を差し引くものとする。

(減免の取消)

第5条 規則第13条に規定する家賃の減免を取り消すことができるときは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 減免申請の内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) 減免事由に該当しないことが判明したとき
- (3) 家賃及び駐車場使用料を滞納したとき

- 2 前項第1号に該当するときはその承認を受けたときから、同項第2号及び第3号に該当するときはその事由が生じたときから承認を取り消すものとする。

(減免内容の変更)

第6条 減免の適用期間内において収入等に変動を生じ、減免の適用内容が不適當となった場合は、その事実が発生した月から減免内容を変更する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による家賃の減免は、令和6年4月1日以後の家賃について適用し、同月前の家賃については、なお従前の例による。

○恵庭市営住宅条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 19 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

○恵庭市営住宅条例施行規則

(家賃の減免基準)

第 14 条 条例第 19 条(条例第 28 条第 3 項、条例第 30 条第 3 項又は条例第 51 条で準用する場合を含む。)の規定により、家賃の減免を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 19 条第 1 号に該当する場合

ア 生活保護法に基づく被保護世帯については、家賃月額と住宅扶助月額との差額の範囲内において減免を行う。

イ アに準ずる生活困窮者については、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を当該家賃に乗じて得た額の範囲内において減免を行う。

区分

当該世帯の月収総額が生活保護法による当該世帯の最低基準生活費に対する割合
減免率

0.500 以内の場合	0.9
0.500 をこえ 1.075 以内の場合	0.8
1.075 をこえ 1.150 以内の場合	0.6
1.150 をこえ 1.225 以内の場合	0.4
1.225 をこえ 1.300 以内の場合	0.2

(2) 条例第 19 条第 2 号に該当する場合は、療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、前号イの表に準じて計算した額までの減額を行う。

(3) 条例第 19 条第 3 号に該当する場合は、認定した損害額を収入から控除した額を収入とみなし、第 1 号イの表に準じて計算した額までの減免を行う。

(4) 条例第 19 条第 4 号に該当する場合は、前 3 号の場合に準じて算定した額までの減免を行う。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する収入とは、入居者の世帯の収入をいい年額をもって基準とする。ただし、特別の事情のあるものは別に認定するものとする。

○千歳市営住宅条例

(家賃の減免又は徴収の猶予)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対し、家賃の徴収を猶予し、又は規則で定める基準により家賃を減免することができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 入居者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したとき。
- (5) その他前各号に準ずる特別な理由があるとき。

○千歳市営住宅条例施行規則

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請)

第16条 条例第13条又は条例第16条第4項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免申請書(第14号様式)又は市営住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書(第15号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、市営住宅家賃(敷金)減免承認書(第16号様式)又は市営住宅家賃(敷金)徴収猶予承認書(第17号様式)による。

(家賃の減免)

第17条 条例第13条第1号の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額は、次に掲げる方法により算出した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 生活保護法の規定による扶助を受けている者については、家賃月額と住宅扶助月額との差額を減じた額
- (2) 前号に規定する以外の者については、その世帯の収入月額が生活保護法による当該世帯に係る基準生活費に達しない場合であつて、その有する資産の状況を参酌しても家賃を納めることが困難な者とし、当該世帯の収入月額を生活保護法による当該世帯に係る基準生活費で除して得た割合(小数点第3位以下切捨てとする。)が0.5以上にあつては0.5の割合を、0.5未満にあつてはその割合を月額家賃に乗じて得た額
- (3) 前号に規定する者のうち、70歳以上の者のみで構成されている世帯又はこれらの者と18歳未満の者のみで構成されている世帯については、前号で得られた額に0.8の割合を乗じて得た額

2 条例第13条第2号から第4号までの規定により家賃の減額を行う場合の減額基準につ

いては、前項の規定を準用する。

3 条例第 13 条第 5 号の規定により家賃の減額を行う場合は、その都度減額基準及び額を決定する。

4 家賃の免除を行う場合は、市長が別に定める。

○北広島市営住宅条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者(同居者を含む。以下この条において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

○北広島市営住宅条例施行規則

(家賃の減免又は徴収の猶予の申請及び決定)

第 16 条 条例第 15 条(条例第 18 条第 2 項及び第 21 条第 2 項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃等減免・徴収猶予申請書(別記第 10 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 15 条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予の承認又は不承認の決定をしたときは、入居者に対して、家賃等減免・徴収猶予承認(不承認)通知書(別記第 11 号様式)により通知するものとする。

3 市長は、次の各号に掲げる事由により家賃を減免しようとするときは、第 1 項の申請書の提出によらずに減免の決定をすることができる。この場合において、市長は、入居者に対して前項の通知書に代えて第 14 条の通知書により通知するものとする。

- (1) 条例第 13 条第 1 項に規定する収入の申告に基づき同条第 3 項に規定する収入の認定を行った場合において、市長が家賃を減免する必要があると認めるとき。
- (2) 入居者から条例第 13 条第 2 項に規定する新たな収入の申告があった場合において、市長が家賃を減免する必要があると認めるとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(令 3 規則 8・一部改正)

(家賃の減免の基準)

第 17 条 条例第 15 条に規定する家賃の減免は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を当該家賃から減免するものとする。

- (1) 条例第 15 条第 1 号に該当し、収入の額が政令第 2 条第 2 項の表中 10 万 4,000 円以下

の場合

ア 認定収入月額的生活保護基準の最低生活費のうち市長が認定した額に対する割合が次の表に掲げるとき 次の表の左欄に掲げる割合に応じた同表右欄の減免の率を当該家賃に乗じて得た額

認定収入月額の最低生活費に対する割合

減免の率

6割以内 100分の50

6割を超え7割以内 100分の40

7割を超え8割以内 100分の30

8割を超え9割以内 100分の20

9割を超え10割以内 100分の10

イ 入居者又は同居者が生活保護を受けているとき 家賃から当該生活保護による住宅のための費用として給付される額を減じた額

(2) 条例第15条第2号に該当する場合で、収入から市長が療養に要するとして認定した費用額を減じたものを収入とみなした場合 第1号アの規定に準じ、割合に応じた減免の率を当該家賃に乗じて得た額

(3) 条例第15条第3号に該当する場合で、収入から市長が認定した損害額を減じたものを収入とみなした場合 第1号アの規定に準じ、割合に応じた減免の率を当該家賃に乗じて得た額

(4) 条例第15条第4号に規定する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 条例第15条第2号又は第3号の場合に該当し、それぞれ前2号の規定により収入とみなした額が政令第2条第2項の表中10万4,000円を超えるとき 家賃から前2号の規定により収入とみなしたものに基つき政令第2条又は第8条に規定する方法により算出した額を減じた額

イ 収入が現に認定されている収入より減少したとき(アに該当するときを除く。) 家賃から減少後の収入に基つき政令第2条又は第8条に規定する方法により算出した額を減じた額

ウ ア又はイに該当するとき以外のとき 前3号の場合に準じて市長が決定する額

(令2規則7・令3規則8・一部改正)

○江別市営住宅条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者(同居者を含む。次号において同じ。)が失職、病気その他の事由により著しく生活困窮の状態にあるとき。

- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 市長が市営住宅の管理上特に必要があると認めるとき。
- (4) その他第1号及び第2号に準ずる特別の事情があるとき。

○江別市営住宅条例施行規則

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請及び決定)

第25条 条例第15条(条例第20条第3項、第23条第3項又は第39条第3項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により家賃等の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、江別市営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書(第23号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について減免又は徴収猶予の決定をしたときは、入居者に対して、江別市営住宅家賃等減免(徴収猶予)決定通知書(第24号様式)により通知するものとする。

3 前項の家賃等の徴収猶予の決定における猶予期間は、6月を限度とする。

一部改正〔平成10年規則31号・30年19号〕

(家賃等の減免又は徴収猶予の取消し)

第26条 市長は、条例第15条の規定により家賃等の減免又は徴収猶予の決定をした場合において、次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 入居者が、詐偽その他不正の行為により家賃等の減免又は徴収猶予の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 市長が、家賃等の減免又は徴収猶予の必要がなくなつたと認めたとき。

一部改正〔平成25年規則17号〕

(家賃等の減免の基準)

第27条 条例第15条(条例第20条第3項、第23条第3項(同条第1項の家賃について準用する場合に限る。))又は第39条第3項において準用する場合を含む。)に規定する家賃の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を家賃から減じて行うものとする。

(1) 条例第15条第1号に該当する場合 次のアからウまでに掲げる場合に応じて、当該アからウまでに定める額

ア 市長が認定した入居者の収入(以下「認定収入月額」という。)の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1から別表第7までに基づく扶助基準額(別表第3第2項を除く。以下「最低生活費」という。)に対する割合が13割以内である場合 次の表の左欄に定める区分に応じて、それぞれ右欄に定める率を家賃に乗じて得た額
認定収入月額の最低生活費に対する割合 率

10割以内の場合 100分の100

10割を超え11割以内の場合 100分の50

11 割を超え 12 割以内の場合 100 分の 30

12 割を超え 13 割以内の場合 100 分の 10

イ アの規定にかかわらず、入居者が生活保護法の規定による生活保護を受けている場合
家賃から住宅扶助費を減じた額

ウ アの規定にかかわらず、入居者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受
けている場合 家賃から住宅支援給付費を減じた額

(2) 条例第 15 条第 2 号に該当する場合 入居者が受けた損害の程度に応じて、その都度
決定する額

(3) 条例第 15 条第 3 号に該当する場合 市営住宅の管理上の事情に応じて、その都度決
定する額

(4) 条例第 15 条第 4 号に該当する場合 入居者個々の事情に応じて、その都度決定する
額

一部改正〔平成 11 年規則 43 号・20 年 8 号・25 年 17 号・26 年 35 号・30 年 19 号〕

○石狩市営住宅条例

第 15 条 市長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、家賃を減免し、又
はその徴収を猶予することができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が疾病により長期にわたり療養を要するとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

○石狩市営住宅条例施行規則

(家賃等の減免及び徴収猶予)

第 13 条 条例第 15 条(条例第 18 条第 2 項、条例第 31 条第 3 項及び条例第 53 条において
準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による家賃、敷金及び金銭(以下
「家賃等」という。)の減免については、次に定めるところによる。

(1) 生活保護法による保護を受けている場合は、家賃等から同法による住宅扶助の基準額
を控除した額を減額する。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合(前号又は次号に該当する場合を除く。)
には、当該アからオまでに定めるところによる。

ア 収入認定額が保護基準額以下のときは、家賃等を免除する。

イ 収入認定額が保護基準額の 100 分の 100 を超え、100 分の 105 以下のときは、家賃等
の 100 分の 80 に相当する額を減額する。

ウ 収入認定額が保護基準額の 100 分の 105 を超え、100 分の 110 以下のときは、家賃等

の 100 分の 50 に相当する額を減額する。

エ 収入認定額が保護基準額の 100 分の 110 を超え、100 分の 120 以下のときは、家賃等の 100 分の 20 に相当する額を減額する。

オ 収入認定額が保護基準額の 100 分の 120 を超え、100 分の 130 以下のときは、家賃等の 100 分の 10 に相当する額を減額する。

(3) 次のア又はイに掲げる場合において、収入認定額から当該ア又はイに掲げる額を控除した額を収入認定額とみなしたときに、前号アからオまでのいずれかに該当するとき（第 1 号に該当する場合を除く。）は、当該アからオまでに定めるところにより家賃等を減免する。

ア 入居者又は同居者が疾病により長期にわたり療養を要すると市長が認めた場合 市長が当該療養に要すると認定した 1 月当たりの費用の額

イ 災害により容易に回復し難い損害を受けたと市長が認めた場合 当該損害の額として市長が認定した額を 12 で除した額

(4) 前 3 号に準ずる特別の事情があると市長が認めたときは、前 3 号との均衡を考慮してその都度市長が定めるところにより家賃等を減免する。

2 条例第 15 条の規定による家賃等の徴収の猶予の期間は、3 月を超えて定めることができない。ただし、市長が必要と認める場合であって徴収の猶予に係る家賃等を分納するときにあつては、1 年を超えない範囲内で徴収の猶予の期間を定めることができるものとする。

3 条例第 15 条の規定による家賃等の減免を受けようとする者は石狩市営住宅家賃等減免申請書（別記第 19 号様式）に、同条の規定による家賃等の徴収の猶予を受けようとする者は石狩市営住宅家賃等徴収猶予申請書（別記第 20 号様式）に、それぞれ同意書兼個人番号申告書を添付して申請をしなければならない。

4 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、家賃等の減免については石狩市営住宅家賃等減免承認（不承認）通知書（別記第 21 号様式）により、家賃等の徴収猶予については石狩市営住宅家賃等徴収猶予承認（不承認）通知書（別記第 22 号様式）により、それぞれその結果を通知するものとする。

一部改正〔平成 27 年規則 44 号〕

○札幌市営住宅条例

（家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、家賃の減額若しくは免除をし、又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者（同居者を含む。以下この条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者が失職、病気その他の事由により著しく生活困窮の状態にあるとき。

(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 市長が市営住宅の管理上必要があると認めるとき。

(5) その他前各号（第 4 号を除く。）に準ずる特別の事情があるとき。

○札幌市営住宅条例施行規則

(家賃の減額又は免除の基準)

第 29 条 市長は、条例第 14 条（条例第 20 条第 2 項又は第 23 条第 3 項（同条第 1 項の家賃について準用する場合に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により家賃の減額を受けようとする者の収入（別に定める算出方法によりその者の収入として市長が認定した額をいう。ただし、過去 1 年間に於いて、病気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合は、当該認定した額から当該費用として市長が認めた額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）が 74,000 円以下であるときは、家賃の額から次の表の左欄に掲げる収入の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額（当該右欄に定める額を家賃の額から減額した金額が 4,200 円未満となるときは、当該金額が 4,200 円となる額）を減額するものとする。この場合において、減額する額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

入居者の収入 減額する額

28,000 円以下の場合 家賃の額に 100 分の 60 を乗じて得た額

28,000 円を超え 43,000 円以下の場合 家賃の額に 100 分の 40 を乗じて得た額

43,000 円を超え 58,000 円以下の場合 家賃の額に 100 分の 20 を乗じて得た額

58,000 円を超え 74,000 円以下の場合 家賃の額に 100 分の 10 を乗じて得た額

2 市長は、前項の規定にかかわらず、入居者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正中国残留邦人等支援法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受けている場合において、家賃の額が生活保護法第 14 条に規定する住宅扶助又は中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 2 号（改正中国残留邦人等支援法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する住宅支援給付の支給の限度額を超えるときは、家賃の額から当該住宅扶助又は住宅支援給付の支給の限度額を超える額を減額するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃を免除するものとする。

(1) 失職、病気その他の特別の事情により、入居者（同居者を含む。以下この項において同じ。）が無収入であると認められる場合

(2) 病気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合で当該費用が入居者の収入と同程度以上であるとき。

(3) 生活保護法に基づく保護又は支援給付を受けている入居者が、医療機関への入院、社

会福祉施設への入所その他これらに準ずる状態である場合において、前項の住宅扶助又は住宅支援給付を停止されることとなったとき。

4 市長は、市営住宅の管理上必要と認めて家賃を減額し、又は免除しようとするときは、その都度その基準及び額を決定するものとする。

○北海道営住宅条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 16 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

○北海道営住宅条例施行規則

(家賃等の減免又は徴収の猶予)

第 16 条 条例第 16 条(条例第 25 条第 3 項、第 27 条第 2 項、第 28 条の 3 第 3 項及び第 54 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の家賃又は条例第 28 条の 3 第 2 項の金銭(以下「家賃等」という。)の減免は、家賃等の額から別表第 2 の左欄に掲げる家賃等の減免の要件の区分に応じ当該右欄に掲げる減免する額を減じてするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 第 1 号イ、同表第 2 号(同表第 1 号イに係る部分に限る。)又は同表第 3 号(同表第 1 号イに係る部分に限る。)に該当する場合であって、同項の規定により減免される家賃等(家賃等が 4,800 円以下であるために同項の適用がない場合にあつては、当該 4,800 円以下の家賃等)であっても、災害、傷病その他の事情により支払う能力がないと総合振興局長等が認めるときは、家賃等の全額を免除することができる。

3 前 2 項の規定により行う家賃等の減免の期間については、総合振興局長等がその事情を考慮して定めるものとする。

4 第 1 項の減免する額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

一部改正〔平成 17 年規則 1 号・18 年 169 号・22 年 45 号・25 年 51 号・30 年 23 号〕

別表第 2 (第 16 条関係)

家賃等の減免の要件 減免する額

1 条例第 16 条第 1 号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 生活保護法の規定による保護を受けているとき。

家賃等から生活保護法の規定による住宅扶助基準月額を減じた額

イ 収入の額が 13,000 円以下のとき（アに該当するとき及び家賃等が 4,800 円以下のときを除く。）。

家賃等から 4,800 円を減じた額

ウ 収入の額が 13,000 円を超え 71,000 円未満のとき（アに該当するとき及び家賃等が 4,800 円以下のときを除く。）。

家賃等から次の算式により算出した額を減じた額

$$4,800 + (\text{家賃等} - 4,800) \times (\text{収入} - 13,000) \div 58,000$$

2 条例第 16 条第 2 号に該当する場合で、収入から総合振興局長等が療養に要するとして認定した費用額を減じたものを収入とみなした場合に前号イ又はウのいずれかに該当するとき。

前号イ又はウの区分に応じ当該イ又はウに掲げる減免する額

3 条例第 16 条第 3 号に該当する場合で、収入から総合振興局長等が認定した損害額を減じたものを収入とみなした場合に第 1 号イ又はウのいずれかに該当するとき。

第 1 号イ又はウの区分に応じ当該イ又はウに掲げる減免する額

4 条例第 16 条第 4 号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 条例第 16 条第 2 号又は第 3 号の場合に該当し、それぞれ前 2 号の規定により収入とみなしたものの額が 71,000 円以上のとき。

家賃等から前 2 号の規定により収入とみなしたものに基づき政令第 2 条又は政令第 8 条に規定する方法により算出した額を減じた額

イ 収入が現に認定されている収入より減少したとき（アに該当するときを除く。）。

家賃等から減少後の収入に基づき政令第 2 条又は政令第 8 条に規定する方法により算出した額を減じた額

ウ ア又はイに該当するとき以外のとき。

前 3 号の場合に準じて総合振興局長等が決定する額

注 この表において収入とは、政令第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。ただし、この表の第 4 号アの右欄の政令第 2 条又は政令第 8 条に規定する方法による算出の基礎となる収入及び同号イの収入以外の収入については、家賃等の減免を受けようとする者に次に掲げる年金又は扶助料（以下この注において「特定支給額」という。）が支給される場合にあつては、当該収入の算出に当たり、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号の公的年金等の収入金額に特定支給額を含めるものとする。

- 1 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 2 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 3 恩給法第 2 条第 1 項に規定する扶助料
- 4 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金

5 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による障害補償年金、遺族補償年金、
障害年金及び遺族年金
一部改正〔平成 17 年規則 1 号・18 年 169 号・21 年 5 号・22 年 45 号・24 年 42 号・25 年
51 号〕